

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

主 文

理由

1 審査請求の趣旨

2 審査請求の理由

1 認定事実

- (1) 請求人は、平成16年7月14日、障害のため就労が困難であるとして、処分庁に保護を申請したこと。その際、請求人は[]に居住する両親より、毎月十数万円程度の援助を受けているとの申告を行ったこと。
- (2) 請求人は、[]に居住していたこと。
- (3) 処分庁は、平成16年7月30日、請求人の父親から、請求人は請求人の主治医から実家での静養を強く勧められており、家族も実家に帰るように説得してきたところ、本日請求人が急遽帰宅してきたとの連絡を受けたこと。
- (4) 処分庁は、平成16年8月2日、[]において、主治医から聴取したところ、[]説明があったこと。
- (5) 処分庁は、平成16年8月13日、請求人の父親から、長期間に渡り請求人を扶養することは困難であるが、現時点で、請求人が[]に帰るか否かは判然としないとの連絡を受けたこと。
- (6) 処分庁は、平成16年8月23日付けで、「主治医意見から実家での療養が望ましく、また現在実家で生活しているため」との理由で本件処分を行ったこと。
- (7) 請求人は、平成16年9月21日付けで、本件審査請求を提起したと。

2 判断

- (1) 請求人は、平成16年7月14日に処分庁に保護を申請した後、同月30日に[]に居住する両親のもとに帰っているもので、同月14日から同月29日までの間の保護の要否と同月30日以降の保護の要否についてそれぞれ以下検討する。
- (2) 平成16年7月14日から同月29日までの間について
- 法第24条第1項では、保護の開始について「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定されており、同条第2項では、「前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」と規定されている。さらに、同条第3項では、「第1項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない。」と規定されている。



また、法が処分の通知書に処分理由を附記すべきものとしているのは（法第24条第2号）、国民の最低限度の生活を保障するという法の目的に鑑み、「処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨に出たもの」である（最高裁第二小法廷昭和38年5月31日判決）。

なお、保護の要否等決定については、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生労働事務次官通知（以下、「次官通知」という。）第8で、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定する旨定められている。

- (3) これを本件についてみると、本件処分の通知書に記載された「却下の理由」は、前記認定事実(6)のとおり「主治医意見から実家での療養が望ましく、また現在実家で生活しているため」であり、これは要するに、請求人の保護の実施責任が処分庁にないことをいうものであって、請求人の保護の要否の判断の結果、請求人を保護しないとしたことをいうものではない。

- (4) ところで、処分庁は、本件保護申請を却下した理由について、「請求人は、本件申請を行った平成16年7月14日から請求人が[]に居住していた同年7月29日までの間、[]に住む両親から援助（月に十数万円程度）を受けて生活していた。このような請求人の生活状況からすると、同期間中の請求人は、法第4条第2項『民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。』の規定により、法による保護を必要とする状態にある者に該当しないと認められる者である。」と主張する（弁明書5の(3)）。

しかし、処分庁が、本件処分をなすにあたり、請求人の最低生活費と収入充当額を対比して請求人の保護の要否を決定したものとは認められない。

また、仮に、処分庁が請求人の保護の要否の判定の結果、請求人は保護者には当たらないとしたものであったとしても、本件処分の通知書には、かかる理由が記載されていない。

- (5) そうすると、本件処分のうち、平成16年7月14日から同月29日までの間、請求人を保護しないとした点については、少なくとも処分理由の附記を欠き違法であるといわざるを得ない。

なお、不服申立ての手續において初めて処分理由が明らかにされ、これによって理由附記の不備が治癒されるとするかどうかは、処分そのも



の慎重合理性を確保し、処分庁の恣意を抑制するという法の趣旨を没却するものである（最高裁第三小法廷昭和47年12月5日判決）から、本件処分の理由附記の違法は、処分理由の追完により治癒しないものと解される。

(6) 平成16年7月30日以降について

次に、処分庁は、請求人は平成16年7月30日以降は[REDACTED]に居住地を移しているから、それ以降は、処分庁には請求人を保護する実施責任はないとして本件処分をなしているので、平成16年7月30日以降の請求人の居住地について検討する。

当庁が調査したところ、次の事実が認められる。

ア 請求人は、平成14年2月頃から[REDACTED]のアパート（以下「請求人宅」という。）に単身で居住していたこと。

イ 請求人の両親及び弟は、[REDACTED]の住居（以下「両親宅」という。）に居住していること。

ウ 請求人は、主治医から両親宅に戻って静養するよう勧められていたこと。

エ 請求人の父親は、平成16年7月30日、処分庁に「請求人に両親宅に戻るよう説得したところ、請求人が7月30日に帰ってきた。」旨電話で伝えたこと。

オ 請求人は同年11月初めまで両親宅で療養していたこと。

カ 請求人は、同年8月2日の処分庁職員による電話での問い合わせに対し、体調が良くなればすぐにでも請求人宅に戻るつもりである旨述べたこと。

キ 請求人の父親は、同月13日、処分庁に「請求人は体調が良くなったら千葉で仕事を見つけて働くと言っていること、請求人を両親宅で長期間扶養していくことは難しいこと。」を電話で伝えてきたこと。

ク 請求人の住民登録は、[REDACTED]であること。

ケ 請求人の家財道具は、請求人宅に置かれていたこと。

これらの事実を総合すると、平成16年7月30日に、請求人が両親宅に戻ったのは、請求人が主治医の勧め並びに父親の説得を受け入れ、請求人の病気の療養のための一時的な便宜のためであると解するのが相当であり、請求人の居住は依然として[REDACTED]の請求人宅にあったとみなさざるを得ない。

(7) そうすると、請求人の居住地は、本件処分当時、[REDACTED]であったのであるから、その居住地を所轄する処分庁が請求人の保護の実施責任を負うこととなる（法第19条第1項第1号）。



よって、請求人が両親宅に居住地を移したことを前提として、処分庁には請求人を保護する実施責任がないとして行われた本件処分は、その前提に誤りがあり、違法であるといわざるを得ない。

(8) したがって、上記(5)及び(7)のとおり、本件処分は違法であるから、取消しを免れない。

- 3 以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成19年4月5日

千葉県知事

堂本 暁

